

土岐市告示第34号

土岐市省エネルギー診断補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年3月31日

土岐市長 加藤 淳 司

土岐市省エネルギー診断補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の中小企業者の事業の用に供する施設において、地球温暖化対策に向けた取組を支援するため、当該施設において省エネルギー診断を受診した事業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、土岐市補助金等交付規則（昭和51年土岐市規則第20号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者をいう。
- (2) 省エネルギー診断 次に掲げる省エネルギーのための改善提案をいう。
 - ア 一般財団法人省エネルギーセンターが実施する省エネ最適化診断
 - イ 省エネお助け隊が実施する省エネ診断
 - ウ ア及びイと同水準の改善提案で市長が認めるもの

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、省エネルギー診断に係る経費（振込手数料等を除く。）の全額とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、中小企業者であって、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

(1) 市内に事業所（本店、支店、営業所、事務所等の事業を行うために必要な施設をいう。以下同じ。）を有して事業活動を行う者であって、省エネ診断を受診した者

(2) 市税等を滞納していない者

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の額とし、その上限額は3万円とする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、土岐市省エネルギー診断補助金交付申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）に、次の各号に掲げる書類を添付して、省エネルギー診断が終了した日の属する年度内に市長に提出しなければならない。

(1) 省エネルギー診断を実施した機関が発行する診断報告書の写し

(2) 補助対象経費の支払を証する書類の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の決定をする場合は、土岐市省エネルギー診断補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により、不交付の決定をする場合は、土岐市省エネルギー診断補助金不交付通知書（別記様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第8条 前条の規定による交付の決定を受けた者は、土岐市省エネルギー診断補助金交付請求書（別記様式第4号）を市長に提出するものとし、市長はこれに基づき補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第9条 市長は、補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けようとし、又

は受けたとき。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別記

様式第1号(第6条関係)

年 月 日

土岐市長 様

申請者 所在地

名 称

代表者名

土岐市省エネルギー診断補助金交付申請書

土岐市省エネルギー診断補助金の交付を受けたいので、同補助金交付要綱第6条の規定により申請します。

記

1 事業所等

事業所の名称	
事業所の所在地	
診断機関の名称	
補助対象経費	円
診断実施日	年 月 日

※添付書類

- (1) 省エネルギー診断を実施した機関が発行する診断報告書の写し
- (2) 補助対象経費の支払いを証する書類の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

様

土岐市長

土岐市省エネルギー診断補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付申請に対し、次のとおり交付及び金額を決定したので、土岐市省エネルギー診断補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

- 1 交付決定金額 金 円
- 2 交付の条件等
 - (1) 土岐市補助金等交付規則及び土岐市省エネルギー診断補助金交付要綱を遵守すること。
 - (2) 補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るために、必要に応じて現地調査等が行われるときには、遅滞なくこれに応じること。
 - (3) 事業の成果を示すデータの提供等、当該補助金に関する市長からの協力の求めに応じること。

様式第3号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

土岐市長

土岐市省エネルギー診断補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付申請に対し、下記の理由により不交付とすることを決定したので、土岐市省エネルギー診断補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

理由

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

土岐市長 様

請求者 所在地
名 称
代表者名

土岐市省エネルギー診断補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定された補助金について、
土岐市省エネルギー診断補助金交付要綱第8条の規定により請求します。

記

1 請求金額 金 _____ 円

2 振込先

- (1) 金融機関の名称
- (2) 支店等の名称
- (3) 預金種類
- (4) 口座番号
- (5) 口座名義人
- (6) 口座名義人（フリガナ）